

令和 5 年 第 2 回
箕面市教育委員会臨時会会議録

箕面市教育委員会

令和5年第2回
箕面市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 令和5年8月31日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 稲 田 滋 君
委 員 高 橋 太 朗 君
委 員 酒 井 康 生 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
小中一貫教育推進監兼副部長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 濱 口 悟 君
担当副部長兼人権施策室長
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 村 田 麻 子 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
保育幼稚園利用室長 福 田 浩 子 君
文化国際室長 小 木 曾 充 浩 君

1. 出席事務局職員

教育政策室長補佐

竹内啓仁君

教育政策室

吉田友子君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件
- 日程第 3 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 4 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 5 箕面市保育の利用に関する規則改正の件
- 日程第 6 箕面市保育の利用に関する要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会の所管に係る令和5年度箕面市一般会計補正予算
(第5号)の件
- 日程第 8 箕面市生涯学習審議会委員解職及び任命の件
- 日程第 9 箕面市社会教育委員委嘱の件

(午後1時開会)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今から、令和5年第2回箕面市教育委員会臨時会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、酒井委員を指定いたします。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、「教育長報告」を行います。今月28日の月曜日に、大きな課題もなく2学期がスタートし、子ども達の元気な声が学校に戻ってきております。先日の定例会で議案となりました教科書採択についてはいろいろお世話になりました。見本本を配布させていただきまして、大阪府教委から示された選定資料も参考に、まずは目を通していただきました。その後、選定委員会からの答申、調査報告書を受けまして、学習会も計3回実施させていただきました。更に、教育委員会の場ではまた1種目ごとに再確認をいただきました。本当に長期にわたり、真摯にご議論いただきありがとうございます。今後は学校現場で採択された教科書を使用してしっかりと子ども達の学びを深めるように取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。次に教育委員会活動の点検及び評価に関する件ですが、これはもう既に各委員さんにもご報告いたしました。この間、多くの記載誤りが生じました。原因の把握、あるいは、誤った部分の修正等の諸手続きは進めております。そのミスの原因もおおむね把握出来ておりますので、今後は再発防止に徹底したいと思っております。なお第3回の定例会の本会議初日、9月5日ですけれども、教育委員会活動の

点検評価報告の案件が上程される際に、提案理由説明に先立ち、私のほうから内容と謝罪を行う予定としております。次にいじめの重大事態第三者調査委員会の件ですが、いじめの重大事態についてはこれまでも例えば経費が非常にかかるでありますとか、いろんな課題が生じておりました、大阪府のほうに対しても、国に対してもいろいろ意見を言ってほしいなということをお願いしてきたところではあります、少しその流れとは若干異なるんですけど、今の議会におきまして、いじめ対策推進事業に伴う補正予算ということで、市長部局のほうでいじめの相談や解決をするための組織づくりみたいなものを作っていたかというような補正予算が今回出されております。保護者にとっては選択肢が増えるということでもいいことだというふうに思ってますが、まだ少し中身については詳細に調整しているわけではありませんので、綿密に調整しながら進めていきたいなというふうに思ってます。最後になりますけども明日9月1日に大阪府のほうに要望に行ってまいりたいと思います。教育委員会としていくつも要望はしておりますが、主に3点に特に絞った形で、特化して要望しているかというふうに思ってますのは、一つは部活動の地域移行についてなんですけども、これは箕面市が国の委託事業、モデル事業として進めていってるわけなんですけども、これを具体的に進めていくにつれて、やはり予算的なことが出てきますので、今は国の事業で実施してますけども、大阪府としても自分事としてその財政的な支援、国にいろいろ働きかけていただいただけじゃなくて少し財政支援をしていただけないかというようなこと、それからタブレットの更新についてはGIGAスクール構想の更新の時期に来ております。国の骨太方針では、これについては国策だということでの打ち出しはありますけども、重ねてぜひ、国費で、補助金で全額対応してもらおうように国に働きかけてほしいというのと、箕面市の場合はGIGA構想に先んじて整備しておりますので、それも忘れずに、それもセットでやってほしいということを要望していきたいと思えます。いじめ重大事態については先ほど言いましたように、いくつか課題がありますので、重ねて要望していきたいなというふうに思ってます。以上、教育長報告とさせていただきます。

- 教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： 日程第2、報告第70号「箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、就学前子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、関係規定を整理するため、条例を改正をする必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。主な内容についてですが、就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、引用する条項のズレが生じたため、改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第70号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、日程第3、議案第45号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」及び日程第4、議案第46号「箕面市保育料に関する規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、関係規定を整備するため、規則の改正をご提案するものです。主な内容としましては、子ども・子育て支援法施行規則第22条第2号で引用されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項が改正されたことに伴い、在宅障害児について、「施設に入所又は入院していないもの」を「施設に入所若しくは入居又は入院していないもの」に改正されたため、本規則においても改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第45号及び議案第46号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第5、議案第47号「箕面市保育の利用に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、様式等の見直しに伴い、関係規定を整備するため、規則の改正をご提案するものです。主な内容についてですが、保育所、認定こども園、幼稚園などの申請や変更手続きに使用する様式は、市内の幼児教育保育施設にも設置し、保護者への配布や受け取り等も行っていただいていることから、施設や保護者の両者にとってわかりやすいよう様式を整理したこと、及び、保育所等の利用を必要とする程度を認定するための利用調整選考基準の見直しに合わせ、様式の記載内容を見直したことに伴い、様式等を改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第47号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第6、議案第48号「箕面市保育の利用に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、保育所等の利用を必要とする程度の認定に用いる利用調整選考基準を整理及び関係規定を整理するため、要綱の一部改正をご提案するものです。利用調整選考基準は、保護者の保育を必要とする理由や、世帯の状況により保育の必要度を点数化するもので、基準に基づき算出した指数の高い児童から順に保育所入所を決定します。近年、新型コロナウイルスの影響を受け、保護者の就労形態、勤務形態が多様化してきたこと、また同じ世帯構成、就労形態でフルタイムをする方も多く、同点となるケースが増えてきたこと、またきょうだいが別園となり時間的にも体力的にも非常にしんどい状況におかれている家庭に配慮するため、その課題に対応するため、要綱の改正を提案するものです。改正の主な内容としましては、1点目としまして、就労の場合、被雇用は就労時間の長さで、自営業は、就労場所が居宅内か居宅外か、店舗の有無等により点数化していましたが、被雇用においても在宅勤務など、多様な働き方が増加していることから、被雇用・自営業を問わず、就労時間により点数化するものです。2点目は、就労の場合、就労時間の長さに応じて段階的に点数をつけていますが、現在、10点満点中、就労時間が週35時間以上の9点、週37時間以上の10点の2区分に集中していることから、できる限り同点を避けるため、その2区分をさらに4区分に細分化するものです。3点目は、これまで保護者一人当たりの要件に応じた調整点において、最高点を10点としていますが、20点とし点数を分散するものです。4点目は、きょうだいができる限り同じ園に入所できるように、これま

でから、上のきょうだいが入所しており、新たに下のきょうだいを申し込む場合や、きょうだいを同時に申し込む場合などは加点し、優先してきましたが、現在もなおきょうだい別園で、同じ園へ転園する場合の加点を3点から6点に増やしたこと、また同点になった場合の選考についても、当該園にきょうだいがいるかたを優先するよう要件を加えたものです。5点目は、2歳児までの園の卒園児の3歳児以降の保育所への継続をよりしやすくするため、点数を現在の5点から7点に加点するものです。改正後の基準は、令和6年4月入園選考から使用するものです。また、利用調整選考基準は、窓口や市ホームページ等で公開し、保護者が自分の点数を確認できるようにしています。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：この要綱を改正しようとした課題というのは、今、具体的にいくつか挙げられたんですけども、その中でも特にきょうだい同一園にしてあげたいというような課題で今回改正しようとしてますけども、この改正をした後は、そこはどう解決が出来るのかなのか、その辺の状況は何かここで共有出来ますか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：きょうだいの優先につきましてはこれまでも行ってきまして、その加点をすることで、実際に同一の園になっているケースもたくさんありました。今回新たに同じように、転園を希望する時の点数のほうをさらに加えたというところで、よりきょうだい同一になるように改正をしたものです。また、同点の時の選考基準なんですけれども、これまで、きょうだいと同じ園にいるところで同点になっても、そのきょうだいを優先することが出来ませんでした。同一園にきょうだいがいる場合は、同点になった時にもさらに加点をするということで、よりきょうだい同一の園になるように改正をしたものです。
- 教育長（藤迫稔君）：あと、選考基準は公表されるのか、実際保護者のかたはどういう手だてで基準を知ることができるのか、そこもちょっと共有お願いします。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：この利用調整選考基準につきましては、まず窓口のほうでも冊子にしまして配布をさせていただいています。またホームページのほうでも公開をしております。窓口のほうでも、選考基準について問合せがあった場合には丁寧に説明をさせていただいています。
- 子ども未来創造局担当部長：補足なんですけれども、今回このような改正をしたことで、一定、きちとごきょうだいがいっしょになっていただけなのかということに関しましては、やはり特にニーズが集中する園で空いていないのは致し方ないかと思うんですけども、そういう場合を除いては、一定今回きちんと改正させていただいたことで、ごきょうだいをより同じ園にご案内しているのではないかというふうに考えております。

- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 委員（稲田滋君）：改正したからより入りやすくなるということなんですけどね、ちょっとまだわかりづらいので、例えば、大阪府の中では一番箕面市の今のこの基準がきょうだい入りやすいですよとか、北摂の中で一番箕面市の基準が入りやすくなってますとか、他と比較してどうだというようなのであれば教えてください。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：きょうだい同一の点数のつけ方を他市と比較しましたところ、きょうだいを同一にするための加点が充実しているのは、箕面市が一番充実しているかと思います。といいますのは、箕面市では、まず上のきょうだいが申し込む場合、下を申し込む時にも加点をさせていただいています。それから、きょうだいを同時に申し込む時にも加点をしています。また、きょうだいが同じ園に転園する時にも加点をしています。それを他市と比較しますと、他市ではこの全てをやっている市はほぼなく、上のきょうだいが入所中で下のきょうだいを申し込む場合のみしているのが吹田市、それから池田市では、上のきょうだいが入所中で下を申し込む時と、きょうだいが同じ園に転園する時、それから同点の時の優先もされています。茨木市においては、上のきょうだいが入所中で下を申し込む時と、きょうだいが同じように転園する時のみです。豊中市については、同点の時に優先することのみをされているので、きょうだいの加点については、充実しているのは箕面市かと思います。
- 委員（稲田滋君）：きょうだいが同じところに行けるように箕面市はいろんなところで加点しているので、箕面市が一番入りやすいのではないかとということですね。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第48号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第7、報告第71号「箕面市教育委員会の所管に係る令和5年度箕面市一般会計補正予算（第5号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、令和5年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和5年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容につきましては、令和5年度箕面市一般会計補正予算第5号として、学校教育関係につきましては、歳入におきまし

て、ふるさと寄附金等の増額により、1,219万1千円の増額を、歳出におきましては、みのおサンプラザ1号館建替えに伴う移転事業等のため、2,677万円の増額をそれぞれ計上しています。子育て関係につきましては、歳入におきまして、国庫交付金により、280万5千円の増額を、歳出におきましては、第五次箕面市子どもプラン策定準備事業等の実施に伴い、902万1千円をそれぞれ計上しています。生涯学習関係につきましては、歳入におきまして、教育債により、1億8,920万円の増額を、歳出におきまして、郷土資料館移転事業等の実施に伴い、2億3,254万7千円をそれぞれ計上しています。また、地方債補正として、郷土資料館の移転に伴う発行のための補正を計上しております。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：事前に教育委員さんの中で議論はしたことはあるんですが、少しその補正額の規模が大きいということで、郷土資料館関係について少し補足で何か共有できること、説明をお願い出来ますか。
- 子ども未来創造局文化国際室長：今回、郷土資料館の移転に伴いまして、これまで教育センターで使っておりました施設のほうに移転するというところで、名称のほうも旧教育センターから第2別館という形で名称も変更させていただきます。その中で、今回の郷土資料館の機能といたしましては、これまでどおり資料館機能と文化財保護活用事業を踏襲させることと、さらにそれを発展させて、新たな文化拠点になるような施設を創出するといったところを目指していきたいというふうに考えております。多くの来場者のかたがたにとっては、歴史愛好家のかたですとか、小学校の団体見学が想定されますけれども、この度、郷土資料館の立地の近くに北大阪急行線の延伸線の船場阪大前駅が開業するというところで、その駅から徒歩圏内という立地を生かしまして、駅周辺にあります大阪大学の大学生ですとか留学生への情報発信を拡大するということと、市内外からも多くのかたが来られるというアクセスのよさがございますので、そういったかたがたに対しても、箕面市の文化財をPRしていくというようなところで、歴史資源を生かした文化観光における回遊性の拠点となるような施設を目指して、整備を進めてまいりたいと思います。それと、資料館の機能といたしまして、常設品展示スペースに加えまして、今回新たに交流スペースというものを整備しようというふうに考えております。こちらの交流スペースを活用いたしまして、文化や世代を超えた対話や交流の生まれる施設というものを目指していきまして、郷土資料というものを切り口といたしまして、箕面市の皆さんの文化を向上させるような施設を目指していきたいというふうに考えております。
- 委員（稲田滋君）：箕面市立郷土資料館が移転するというところで、今もご説明ありましたように、未来志向の新たな文化の拠点となる施設を目指してい

たいというようなことなんですが、この郷土資料館という名称がね、あんまり、新たな文化の拠点となる施設っていう印象が薄いんですけど、資料館というのが。何か愛称募集してもうちょっときらきらした、子どもらが喜ぶような、別に資料館という名称を変えるのではなくて、何か愛称募集でもいいし何でもいいんですけど、もうちょっと何か親しまれるような印象を考えていただけたらと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第71号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第8、報告第72号「箕面市生涯学習審議会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長： 本件は、箕面市生涯学習審議会委員から辞職願が提出されたので、これを承認のうえ解嘱し、その後任として新たな委員を委嘱する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、ご報告するものです。その内容といたしましては、新たに委嘱します生涯学習審議会委員を、箕面市生涯学習審議会条例第4条及び第5条の規定に基づき、任命したものです。学校教育の関係者、社会教育の関係者及び社会教育関係団体の関係者の各1名を委嘱するもので、任期は令和6年5月31日までです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告72号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第9、報告第73号「箕面市社会教育委員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長： 本件は、箕面市社会教育委員の任期が令和5年6月1日をもって満了したことに伴い、新たな委員を委嘱する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕

面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、ご報告するものです。その内容といたしましては、新たに委嘱します社会教育委員を、社会教育法第15条第2項、並びに箕面市社会教育委員に関する条例第2条、第3条及び第4条の規定に基づき、令和5年6月1日付けで委嘱したものです。委員は10名で、学校教育の関係者1名、社会教育の関係者4名、家庭教育の向上に資する活動を行う者1名、学識経験者2名、市民2名となっています。なお、委員の任期は、令和5年6月1日から2年間です。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第73号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員（稲田滋君）：今回の議案第48号の別表が載ってますね。この表がずれてるのが非常に気になります。週何時間以上というやつね。もうちょっとうまく揃えてほしいです。市民に配る時も、もうちょっときれいに揃えた見やすいものを配ってほしいです。

○代表教育委員（山元行博君）：揃えてくださいね。よろしくお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）：私、一点だけ。最初に教育長が採択のご挨拶ありましたが、今回の市民の意見の中でね、一つだけ、教科書を市民に見てもらいたい気持ちがあるのかと書いてあったんです。何でかという一回一回見たら箱になおして、それ大変なのでその意見はよくわかる。家まで持って来て大変だと思う。箱に入れるのもしんどいと今回やってわかりました。教科書採択は体力がなかったら多分できないです。もう力仕事になるんでね。箱なしでそのままボンと置いておくのはできないのか、決まっているのか、一回一回見たら箱になおせとなっているのか、わかりませんか。また確かめてください。もしあの箱に入れなくていいなら、バーツと出しておいたほうが市民は見やすいかなという気がします。ばらけてしまうし、なおしにくいかもしれないけど、そこをよく考えてちょっと配慮してもらえるとありがたいなというふうに思います。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案4件、報告4件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これもちまして、令和5年第2回箕面市教育委員会臨時会を閉会いたします。

（午後1時33分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）